

議案第 85 号

石岡市教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する
義務の特例に関する条例を制定することについて

石岡市教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例
に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67
号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 11 月 28 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長が常
勤の特別職となることから、教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に
専念する義務の特例に係る事項を整備するため。

石岡市教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、教育長の勤務時間その他の勤務条件（給与及び旅費を除く。次条において同じ。）及び職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間その他の勤務条件)

第2条 教育長の勤務時間その他の勤務条件については、教育委員会の事務局に属する一般職の職員の例による。

(職務に専念する義務の免除)

第3条 教育長の職務に専念する義務の免除については、石岡市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成17年石岡市条例第44号）第2条の規定を準用する。この場合において、同条中「任命権者」とあるのは「教育委員会」と、「市長が規則で」とあるのは「教育委員会が規則で」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成29年12月20日から施行する。